

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

北河内圏域（守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、四條畷市、大東市、交野市）

2. 参加法人

- ・社会医療法人彩樹（守口敬仁会病院、守口けいじん会クリニック、門真けいじん会クリニック、寝屋川けいじん会クリニック、東寝屋川けいじん会クリニック、丸岡消化器内科）
- ・医療法人恵和会（あめもとクリニック）
- ・石井雄二（石井内科医院）
- ・医療法人裕正会（岩宮整形外科）
- ・井上美佐（北原医院）
- ・医療法人さかいクリニック（さかいクリニック）
- ・医療法人塩見クリニック（塩見クリニック）
- ・田中満（田中医院）
- ・博多安美（博多医院）
- ・医療法人橋本クリニック（橋本クリニック）
- ・濱本浩（はまもと整形外科）
- ・村川紘介（むらかわ内科）
- ・医療法人慈恩会（森脇クリニック）
- ・医療法人山中クリニック（山中クリニック）
- ・医療法人健康会（柏木クリニック）
- ・医療法人仁昭会（堺医院）
- ・杉本英光（内科・消化器内科杉本クリニック）
- ・医療法人正幸会（正幸会病院）
- ・医療法人普愛会高橋医院（高橋医院）
- ・医療法人健優会（高橋クリニック）
- ・日高亮子（竹野クリニック）
- ・谷澤洋（たにざわクリニック）
- ・医療法人寺西内科（寺西内科）
- ・医療法人祥輝会（富樫クリニック）
- ・医療法人博仁会（長瀬診療所）
- ・中塚泰彦（中塚医院）
- ・医療法人七ふく会（ふくいクリニック、七ふくハートクリニック）
- ・外山学（益田診療所）
- ・医療法人俊弘会（室谷クリニック）

- ・医療法人隆生会（やすだ泌尿器科クリニック）
- ・社会福祉法人ロータス福祉会（特別養護老人ホーム門真荘）
- ・医療法人いそわクリニック（いそわクリニック）
- ・医療法人革島会（革島クリニック）
- ・神戸尚史（神戸医院）
- ・医療法人隆成会（なんば胃腸科内科）
- ・三宅絵奈（みやけ眼科）
- ・医療法人山下医院（山下医院）
- ・坂井陽祐（さかいクリニック）
- ・社会医療法人信愛会（暇生会脳神経外科病院）
- ・医療法人林内科医院（林内科医院）

3. 理念・運営方針

（理念）

北大阪を中心とした開業医・病院・介護施設等による業務連携及び診療機能・病床機能分化により、安心・安全な医療の提供、また効率的かつ適切な医療・介護を提供し、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する。

（運営方針）

① 機能分化・医療介護従事者の資質向上・地域医療水準の向上

参加医療・介護機関の連携を強化し、各医療機関の専門的な特色を活かすことで地域医療体制の充実化を図る。また相互間で多職種による相互研修を行い、地域医療水準の向上に貢献する。

② 医療・介護連携の効率化

ICT（Keijinkai-NET）を活用し、参加医療・介護機関での診療情報提供を各施設内で共有する。主に診療情報提供書・読影所見・病理所見・内視鏡所見・投薬内容等を共有し、各施設から診察・CT・MRI・内視鏡検査等の予約を可能とし、相互間の効率化を図る。
また ICT を利用した地域連携クリニカルパスの充実化及び円滑な退院支援を構築する。

③ 共同購入・共同利用

効率的で持続的な経営環境を維持し、医療材料・医薬品の共同購入により医療資源の削減に貢献する。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

① 機能分化の確立

参加医療・介護機関の相互理解によって改めて特色や役割を明確にする。

それに伴い、急性期・回復期・療養・かかりつけ医（診療所）・在宅医療・各種介護施設間の流れをスムーズに行い、適正かつ地域のニーズに沿った地域包括ケアシステムの提供を強化する。

② 医療の質の向上

参加医療・介護機関で相互間による不足する医療従事者の派遣・出向等を行い、地域住民に安定した医療を提供する。また共同研修や勉強会を開催し、人材育成を充実化し、地域医療の質向上に努める。

③ 医療資源の削減

参加法人での医療材料、医薬品の情報共有により共同交渉・購入（スケールメリット）を活かした運用、また共同利用推進により高額医療機器の適正配置による重複投資を抑制することで医療資源の削減を構築する。

④ 非常事態時の医療提供体制

大規模災害や感染症等の発生に備えて緊急連絡体制を整備し、緊急時の医療従事者、医療物資等の相互間による共有を行い、迅速かつ適切に対処し医療提供体制の維持を構築する。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

① 地域包括ケアの効率化

参加医療・介護機関でICTを活用した情報共有、合同カンファレンスを積極的に行い病院から在宅療養、各種介護施設への移行をスムーズに行えるようにする。また要介護支援、生活サービス等を包括的に提供できるよう構築する。

② 在宅・施設療養患者の急変時の医療・介護の連携

在宅療養や介護施設入所者の看取り・急変時対応として病床機能を有する病院や急性期対応可能な病院と日常的に連携し適切に仕組みを構築する。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。